補助金交付決定変更申請書

　　年　　月　　日

洲本市長　　　　　　　　　様

交付決定者　住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　㊞

電話番号　　　－　　　－

　　　　年　　月　　日付け　　　第　　　号で補助金交付決定（変更）通知のあった洲本市危険空き家除却支援事業について、下記のとおり変更したいので、洲本市危険空き家除却支援事業補助金交付要綱第10条第１項の規定より関係書類を添えて申請します。

記

　１　既補助金交付決定（変更）通知の額

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　２　今回補助金交付決定変更申請額

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　　今回　補助金交付決定変更申請額の算出方法　　別紙１のとおり

（変更がある場合のみ添付すること）

　３　工事変更計画書

　　　　別紙２のとおり（変更がある場合のみ添付すること）

添付書類（変更がある場合のみ添付すること）

(１)　配置図及び平面図

(２)　現況写真

(３)　土地及び建物の登記事項証明書又は土地及び建物の固定資産証明書

(４)　相続人が申請する場合は、所有名義人との関係がわかる戸籍謄本又は除籍謄本

(５)　同意書兼誓約書（建物権利者用）（様式第４号）

(６)　承諾書兼誓約書（土地権利者用）（様式第５号の１）。ただし、別紙１で住宅以外の用に供されていたもので「公共・公益用地等活用型（住宅以外）」とする場合は、様式第５号の２

(７)　対象工事に要する費用の見積書及び内訳明細書（２社以上）

(８)　対象工事を行う建設業者の建設業許可証の写し又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第23条第２項の規定による通知の写し

(９)　委任を受けた代理人が手続をする場合は、所有者又は相続人の委任状

(10)　その他市長が必要と認める書類

別紙１

補助金交付決定変更申請額の算出根拠

|  |
| --- |
| ①　補助対象工事に要する費用（対象危険空き家の除却工事費の額（見積額）） |
| 円 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | ②　除却工事費の１㎡当たりの額 | ③　対象危険空き家の延床面積 | ④　標準除却費  ②×③ |
| 木造の場合 | ※　　　　　　　円 | ㎡ | 円 |
| 非木造の場合 | ※　　　　　　　円 | ㎡ | 円 |

　※　交付を決定した時点における国土交通大臣が定める標準除却費

下記のいずれか一つの型を選択する

○主として住宅の用に供されていたもの

　□「通常型（住宅）」の場合

|  |
| --- |
| ⑤　①と④のうち金額の低い額×２／３＝　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| ⑤の額の1,000円未満を切り捨て、かつ、上限1,332,000円 |
| 補助金交付申請額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |

○主として住宅以外の用に供されていたもの

　□「通常型（住宅以外）」の場合

|  |
| --- |
| ⑤　①と④のうち金額の低い額×１／３＝　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| ⑤の額の1,000円未満を切り捨て、かつ、上限300,000円 |
| 補助金交付申請額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |

　□「公共・公益用地等活用型（住宅以外）」の場合

|  |
| --- |
| ⑤　①と④のうち金額の低い額×２／３＝　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| ⑤の額の1,000円未満を切り捨て、かつ、上限1,332,000円 |
| 補助金交付申請額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |

別紙２

工事変更計画書

変更がある部分のみ記入すること

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象空き家の概要 | 用途（種類）：□戸建住宅　□長屋住宅  □共同住宅　□併用住宅  □その他（　　　　　　　）  　延べ面積　：　　　　　　　㎡  　階　　　数：　　　　　　　階  　構　　　造：□　木造　　　□　鉄骨造  □　鉄筋コンクリート造  □　その他（　　　　　　　　　　　）  　門・塀の有無：□有・□無 | |
| 受注予定者  （施工予定者） | 所在地 |  |
| 商号及び代表者名又は個人氏名 |  |
| 担当者名 |  |
| 連絡先 | －　　　　－ |
| 除却工事着工予定日 | | 年　　月　　日 |
| 除却工事完了予定日 | | 年　　月　　日 |

※　市内に主たる事業所を有する法人、又は市内に住所を有する個人事業者が施工するもので、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第１の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくはとび・土工工事業に係る同法第３条第１項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第１項の登録を受けた者が請け負う工事であること。